

【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書

【提出先】

関東財務局長殿

【提出日】

平成21年12月4日

【計算期間】

第7特定期間(自 平成21年3月6日
至 平成21年9月7日)

【ファンド名】

しんきん好配当利回り株ファンド（3ヵ月決算型）
（愛称：四季絵巻）

【発行者名】

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 岡野 悦夫

【本店の所在の場所】

東京都中央区京橋三丁目 8 番 1 号

【事務連絡者氏名】

野呂 俊夫

【連絡場所】

東京都中央区京橋三丁目 8 番 1 号

【電話番号】

03 - 5524 - 8161

【縦覧に供する場所】

該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、「しんきん好配当利回り株マザーファンド」の受益証券を主要投資対象として、安定した配当収益の獲得と投資信託財産の成長を目標とします。

ファンドの基本的性格

当ファンドは、以下の「商品分類」および「属性区分」に該当します。

1. 商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単 位 型 投 信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追 加 型 投 信	内 外	不動産投信
		その他資産
		()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2. 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回		
債券 一般	年2回	グローバル	
公債	年4回	日本	ファミリーファンド
社債	年6回	北米	
その他債券	(隔月)	欧州	
クレジット属性 ()	年12回	アジア	
不動産投信	(毎月)	オセアニア	
その他資産 (投資信託証券(株式))	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ
資産複合 ()	その他	アフリカ	
資産配分固定型	()	中近東 (中東)	
資産配分変更型		エマージング	

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

< 商品分類の定義 >

- 「追加型投信」...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド
- 「国 内」...目論見書又は投資信託約款（以下、「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの

- 「株式」…目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの
- <属性区分の定義>
- 「その他資産（投資信託証券（株式））」…目論見書等において、投資信託証券（マザーファンド）を通じて主として株式に投資する旨の記載があるもの
- 「年4回」…目論見書等において、年4回決算する旨の記載があるもの
- 「日本」…目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- 「ファミリーファンド」…目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資する旨の記載があるもの

当ファンドが属さない商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会ホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）をご参照ください。

ファンドの特色

<基本コンセプト>

- 1) 主として予想配当利回り が市場平均を上回ると判断できる株式に投資し、安定した配当収益の獲得と投資信託財産の成長を目標とします。



「予想配当利回り」とは、株式の重要な投資尺度のひとつであり、「1株当たりの予想配当金」を「株価」で割って求められます。

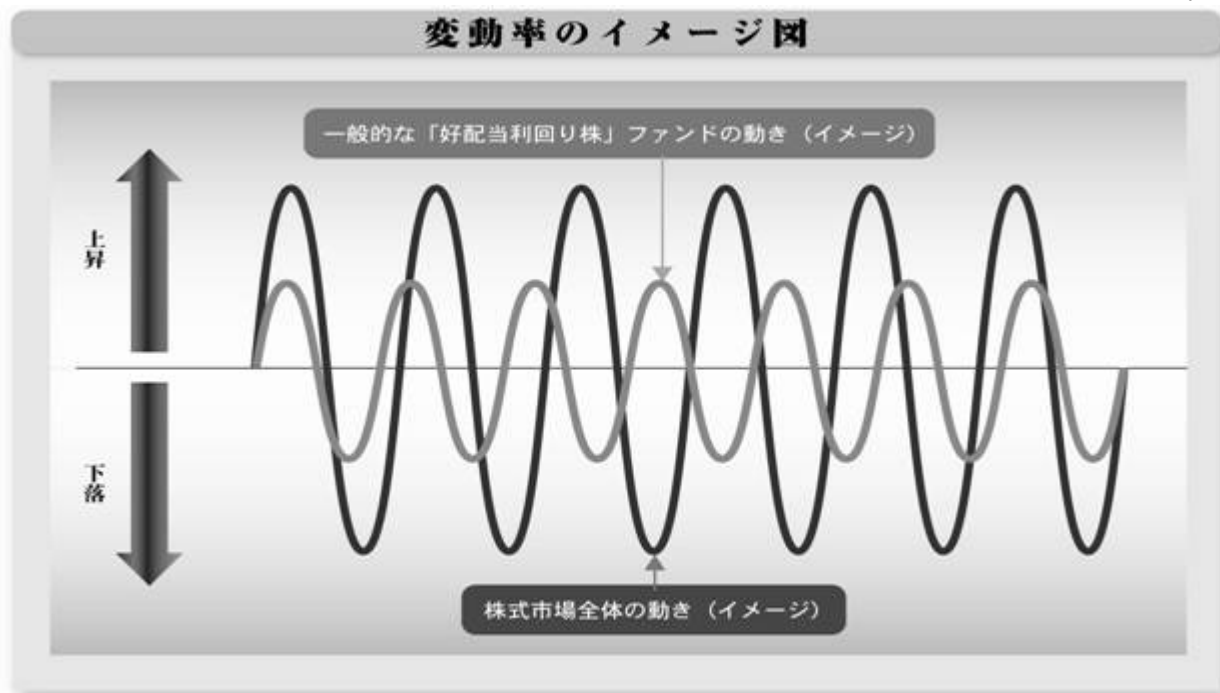
計算式

$$\text{予想配当利回り（％）} = \text{1株当たりの予想配当金} \div \text{株価} \times 100$$

- 2) 当ファンドを利用することによって、リスクを抑えながら、株式投資の醍醐味を味わうことができます。

一般的に、「好配当利回り株」ファンドは、株式市場全体の動きと比べ、「値動きが穏やか」な傾向があります。

変動率のイメージ図



上図はイメージであり、将来の株式市場および当ファンドの基準価額の動きを示すものではありません。

- 3) 好配当利回り株式への投資は、「しんきん好配当利回り株マザーファンド」への投資を通じて行います。（当ファンドは「ファミリーファンド方式」で運用を行います。）

「ファミリーファンド方式」とは、投資家の資金をまとめて「子投資信託（ベビーファンド）」とし、その資金の全部または一部を「親投資信託（マザーファンド）」に投資することにより、実質的な運用を親投資信託で行う仕組みです。

それぞれの子投資信託が親投資信託に投資するに際して信託報酬等のコストはかかりません。

親投資信託の運用成果は、親投資信託への投資割合に応じて、すべて子投資信託に反映されます。

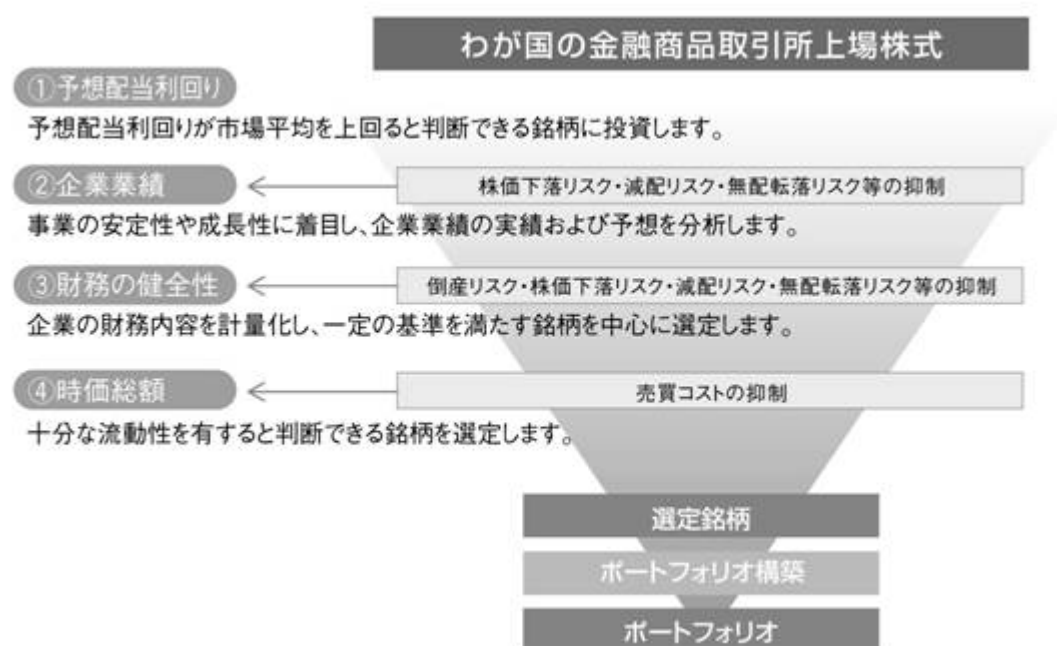
ファミリーファンド方式の仕組み



<しんきん好配当利回り株マザーファンドの投資態度について>

- わが国の金融商品取引所上場株式（これに準ずるものを含みます。）を主要投資対象とします。
- 主として予想配当利回りが市場平均を上回ると判断できる株式に投資し、安定した配当収益の獲得と投資信託財産の成長を目標とします。
- 銘柄の選定にあたっては、企業業績、財務の健全性、時価総額などを総合的に勘案して決定します。

<しんきん好配当利回り株マザーファンドの銘柄選定プロセスについて>



資金動向および市況動向等によっては上記のような運用ができないことがあります。

4) 収益の分配は、年4回の決算時（3月、6月、9月、12月の各5日、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づいて分配します。

- ・ 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ・ 分配金は、配当等収益を中心に安定した収益分配を行うことを目指し、委託会社が基準価額等を勘案して決定します。

3月5日	6月5日	9月5日	12月 5日
▼	▼	▼	▼
分配金	分配金	分配金	分配金

上記の図はイメージであり、将来の分配金をお約束するものではありません。

分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配を保証するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

当ファンドは自動けいぞく投資専用ファンドですので、分配金は自動的に再投資されます。（再投資の際に、申込手数料はかかりません。）

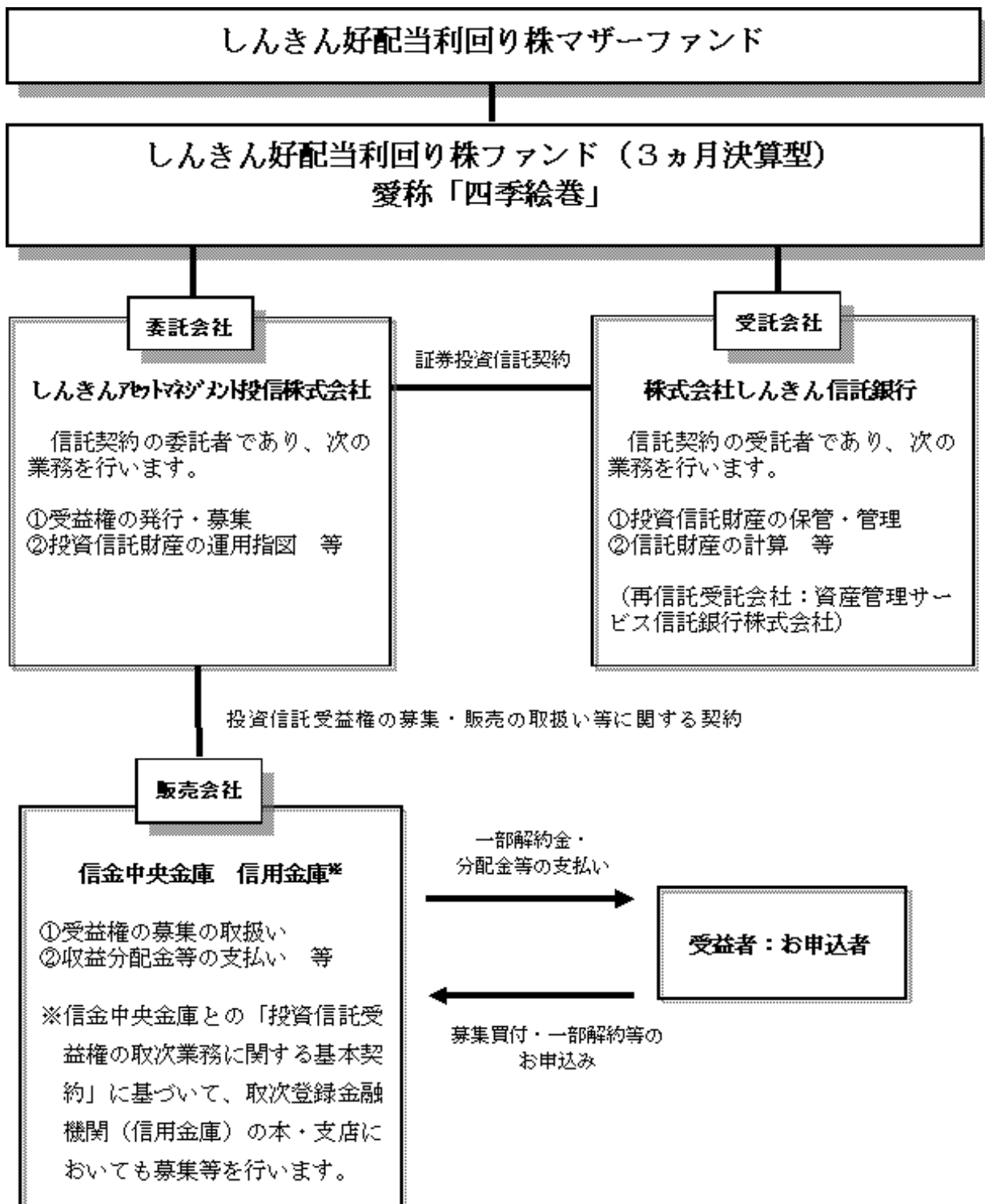
分配金をお受け取りになる場合には、事前に所定の手続が終了していることが必要です。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

信託金の限度額

- ・ 委託会社は、受託会社と合意のうえ、1,000億円を限度額として信託金を追加できます。
- ・ 委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

(2)【ファンドの仕組み】



< 委託会社の概況 >（平成21年12月4日現在）

名称

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

本店の所在の場所

東京都中央区京橋三丁目8番1号

資本の額

200百万円

委託会社の沿革

平成 2 年12月	全信連投資顧問株式会社として設立
平成 3 年 3 月	投資顧問業の登録
平成 4 年 3 月	投資一任契約に係る業務の認可
平成10年11月	「しんきんアセットマネジメント投信株式会社」に商号変更
平成10年12月	証券投資信託委託業の認可
平成19年 9 月	金融商品取引業者（投資運用業、投資助言・代理業）登録

大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
信金中央金庫	東京都中央区八重洲一丁目3番7号	4,000株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

運用の基本方針

この投資信託は、投資信託財産の成長をめざして運用を行います。

投資対象

「しんきん好配当利回り株マザーファンド」（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資することがあります。

投資態度

- 1) マザーファンドの受益証券への投資を通じて、主として予想配当利回りが市場平均を上回ると判断できる株式に投資し、安定した配当収益の獲得と投資信託財産の成長を目標とします。
- 2) マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- 3) 株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
- 4) 株式以外の資産の実質組入れ比率は、通常の場合50%以下とします。
- 5) 資金動向および市況動向等に急激な変化が生じたとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができないことがあります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- 1) 有価証券
- 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第25条、第26条および第27条に定めるものに限ります。）
- 3) 金銭債権
- 4) 約束手形

投資の対象とする有価証券の範囲等

委託会社は、信託金を、主としてしんきんアセットマネジメント投信株式会社を委託会社とし、株式会社しんきん信託銀行を受託会社として締結された「しんきん好配当利回り株マザーファンド」の受益証券（以下「マザーファンド」といいます。）ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9) 特定目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10) コマーシャル・ペーパー

11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13) 投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、外国投資信託を除きます。）

14) 投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、外国投資証券を除きます。）

15) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま。

16) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるもので、本邦通貨建のものとしま。

17) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。

18) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、第1号、第12号および第16号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することの指図を行うことができます。

1) 預金

2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3) コール・ローン

4) 手形割引市場において売買される手形

上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

<参考>

「しんきん好配当利回り株マザーファンド」の概要

(1) 投資方針

運用の基本方針

この投資信託は、投資信託財産の成長をめざして運用を行います。

投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式（これに準ずるものを含みます。）を主要投資対象とします。

投資態度

1) 主として予想配当利回りが市場平均を上回ると判断できる株式に投資し、安定した配当収益の獲得と投資信託財産の成長を目標とします。

2) 銘柄の選定にあたっては、企業業績、財務健全性、時価総額などを総合的に勘案して決定します。

3) 株式等の組入れは、原則として高位を保ちま。

4) 株式以外の資産の組入れ比率は通常の場合50%以下としま。

5) 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内において行われる有価証券先物取引、有

価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引を行うことができます。

- 6) 資金動向および市況動向等に急激な変化が生じたときおよびやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができないことがあります。

(2) 投資対象

投資の対象とする資産

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- 1) 有価証券
- 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第19条、第20条および第21条に定めるものに限ります。）

3) 金銭債権

4) 約束手形

投資の対象とする有価証券の範囲等

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）（本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9) 特定目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、外国投資信託を除きます。）
- 14) 投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、外国投資証券を除きます。）
- 15) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- 16) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるもので、本邦通貨建のものとしします。）
- 17) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
- 18) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券

に表示されるべきもの

なお、第1号、第12号および第16号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することの指図を行うことができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前項第1号から第4号までの金融商品により運用することの指図を行うことができます。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

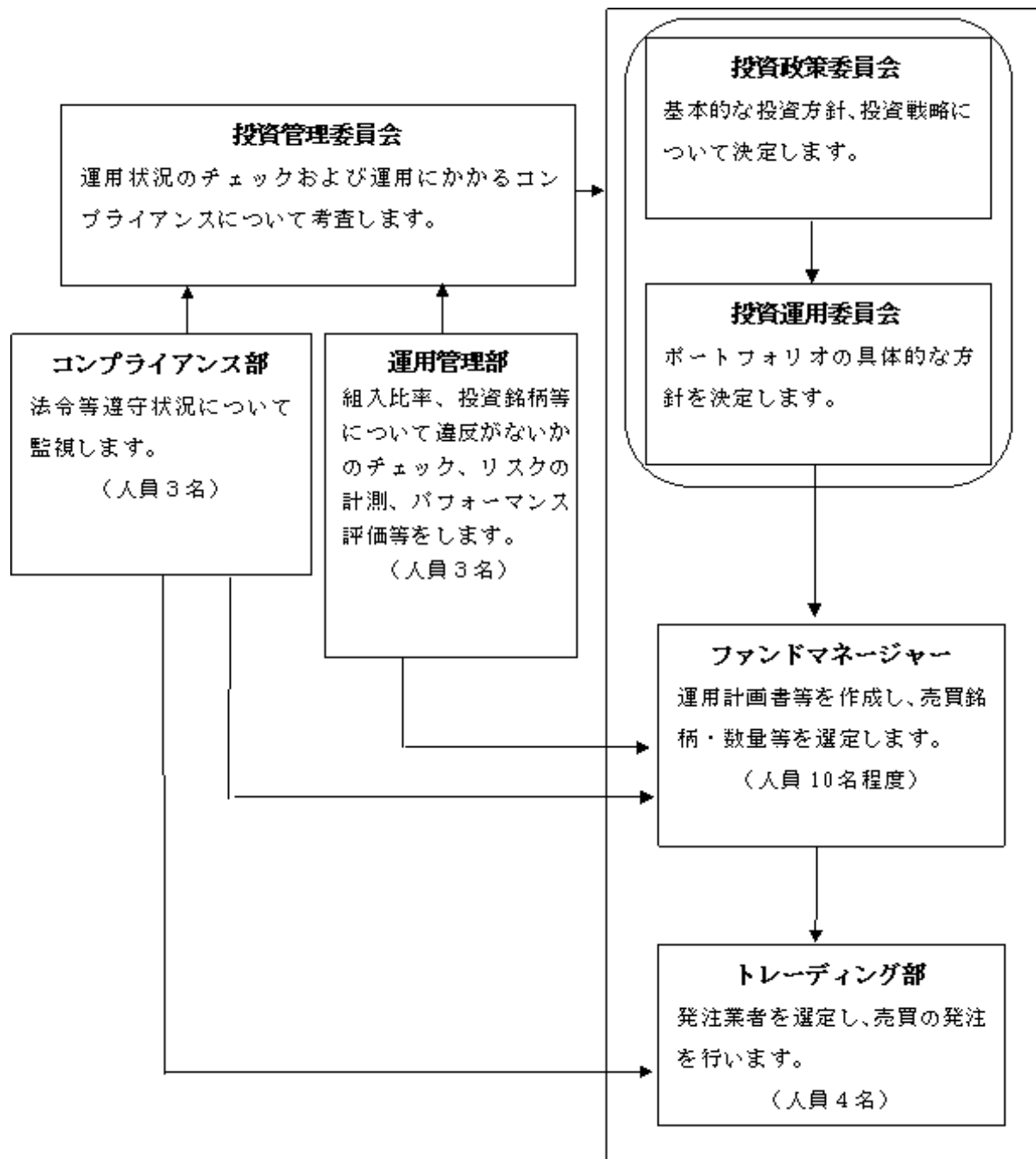
同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

(3) 【運用体制】

ファンドの運用体制は以下のとおりです。



投資決定プロセス

信金中央金庫グループ及び内外の調査機関からの情報に基づき、投資環境等について当社独自の綿密な調査・分析を行います。

投資政策委員会においては、ファンダメンタルズ分析、市場分析を踏まえて基本的な投資方針を策定します。また、投資運用委員会においては、基本的な投資方針に基づき当面の運用に当たってのガイドラインを決定し、併せて個別銘柄についての分析を行い投資対象銘柄を選定します。

ファンドの運用体制等は平成21年12月4日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【配分方針】

毎決算時（年4回 3月、6月、9月、12月の各5日、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき配分を行います。

分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益も含みます。）等とします。

分配金は、配当等収益を中心に安定した収益分配を行うことを目指し、委託会社が基準価額等を勘案して決定します。

留保益は、投資信託約款の「運用の基本方針」に基づいて運用します。

(5)【投資制限】

「しんきん好配当利回り株ファンド（3ヵ月決算型）」の投資信託約款（以下「約款」といいます。）では、ファンドの運用に関して一定の制限および限度を定めています。かかる制限、限度は以下のとおりです。

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

マザーファンドの受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

信用取引の運用指図

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をできるものとします。
- 2) 1)の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - a．投資信託財産に属する株券および新株引受権を表示する証券もしくは証書により取得する株券
 - b．株式分割により取得する株券
 - c．有償増資により取得する株券
 - d．売出しにより取得する株券
 - e．投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権の行使により取得可能な株券
 - f．投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図

- 1) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。
- 2) 委託会社は、わが国の取引所等における金利にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図

- 1) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4) スワップ取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行うものとします。
- 5) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引の運用指図

- 1) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の合計額が、ヘッジ対象金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、当該時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部解約の指図を行うものとします。
- 4) 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行うものとします。
- 5) 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付けの指図および範囲

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - a . 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - b . 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2) 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

公社債の借入れ

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図

を行うことができます。

- 2) 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3) 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- 4) 1)の借入にかかる品借料は投資信託財産から支弁するものとします。

資金の借入れ

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、投資信託財産において一部解約代金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - a . 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による、受取りの確定している資金の額の範囲内。
 - b . 一部解約金支払日の前営業日において確定した、当該支払日における当該支払資金の不足額の範囲内。
 - c . 借入指図を行う日における、投資信託財産の純資産総額の10%以内。
- 3) 1)の借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとします。
- 4) 借入金の利息は投資信託財産中から支弁します。

法令に基づく投資制限

・同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

・デリバティブ取引に係る投資制限

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) リスク特性

リスクについて

当ファンドは、主としてマザーファンド（親投資信託）の受益証券への投資を通じて、株式など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本は保証されているものではありません。投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資家の皆様におかれましては、投資信託説明書（目論見書）をよくお読みいただき、当ファンドの内容・リスクを十分にご理解のうえお申込みくださいますようお願いいたします。

ファンドの基準価額は、以下の要因等により変動する場合があります。

1) 価格変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して、短期的・長期的に大きく変動します。組入れ銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

2) 信用リスク

株式の発行企業等が経営不安、倒産等に陥った場合、またその可能性が高まった場合には、当該発行企業が発行する証券および短期金融商品の価格は下落します。場合によっては投資資金が回収できなくなることもあります。組入証券等がこうした状況に陥った場合、基準価額が下落する要因となります。

3) 流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売買する際に、需給動向により有価証券を希望する時期、価格で売買することができなくなるリスクをいいます。当ファンドが投資する有価証券の流動性が損なわれた場合には、基準価額が下落する要因となります。

4) 同一マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドによる影響

当ファンドが投資対象とするマザーファンドについて、マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドにおける資金流入や資産配分の変更等によりマザーファンド組入れ有価証券等の売買が発生した場合には、その売買による組入れ有価証券等の価格の変化や売買コスト等の負担がマザーファンドの価額に影響を及ぼすことがあります。これによりマザーファンドの価額が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

お買付けおよびご換金が制限される場合

金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お買付けおよびご換金の申込みの受付を中止することがあります。

この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の買付けおよび換金の申込みを撤回することができます。

受益者がそのお申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にお申込みを受付けたものとして取扱います。

(2) 投資リスクに対する管理体制

投資リスク管理に係る組織は、投資管理委員会、運用管理部およびコンプライアンス部により構成されます。

投資管理委員会は、社長、常勤役員以下各部の部長を構成メンバーとして原則毎月1回開催されます。運用管理部からの報告に基づいて各ファンドの運用・リスク状況を点検し、商品性に即した投資成果が得られているかを確認します。

運用管理部は、当ファンドの運用状況をモニタリングして運用ガイドライン等にそって運用が行われているかをチェックします。また、当ファンドのリターンとリスクの計測・分析を行います。それらの情報を運用部門にフィードバックすることにより合理的な投資成果の追求を図ります。計測・分析にあたっては計量的な分析ツールを利用します。

コンプライアンス部は、法令遵守の観点から投資リスク管理業務の一端を担います。

投資リスクに対する管理体制等は平成21年12月4日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、買付け金額に応じて買付け価額に1.05%(税抜1.00%)を上限に、販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

(買付け金額とは「買付申込日の基準価額×申込口数」をいいます。)

収益分配金の再投資に際しては、申込手数料はかかりません。

申込手数料には、消費税等相当額が課されます。

販売会社が定める申込手数料については、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

照会先
しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）
電話番号：03-5524-8181
(9：00～17：00 土、日、祝日を除きます。)

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありませんが、一部解約時に基準価額の0.3%を信託財産留保額としてご負担いただきます。

「信託財産留保額」とは、運用の安定性を確保するために、換金する受益者が負担する金額で投資信託財産に留保される額です。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率1.05%（税抜年率1.00%）を乗じて得た額とします。

時期	項 目		費 用
毎日	信託報酬	信託報酬の総額	純資産総額に対して 年率1.05%(税抜1.00%)
		信託報酬の配分	委託会社 純資産総額に対して 年率0.4725%(税抜0.45%)
			販売会社 純資産総額に対して 年率0.4725%(税抜0.45%)
			受託会社 純資産総額に対して 年率0.105%(税抜0.10%)

・上記の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。

(注) 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

(4) 【その他の手数料等】

投資信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的とし資金の借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は投資信託財産から支払われます。

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および投資信託財産にかかる監査費用ならびに当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、投資信託財産から支払われます。

当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用は投資信託財産から支払われます。

投資信託財産にかかる監査費用は当該計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率0.00525%（税抜年率0.005%）を乗じて計算し、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。

(5) 【課税上の取扱い】

個別元本について

- 1) 受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本が算出されます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は、当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

収益分配金について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個別元本および収益分配金の区分については、後記＜個別元本および収益分配金の区分の具体例＞をご参照ください。

個人、法人別の課税上の取扱いについて

1) 個人の受益者に対する課税

収益分配金に対する課税	収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。
換金時および償還時	換金時または償還時における差益（解約価額および償還価額から、取得したときの費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）が譲渡所得として課税対象となり、申告分離課税が適用されます。その税率は平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）となります。
損益通算について	換金時および償還時の損失の金額については、確定申告により、上場株式等の譲渡所得の金額および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額から控除することが可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、上場株式等の譲渡損との通算が可能となります。

2) 法人の受益者に対する課税

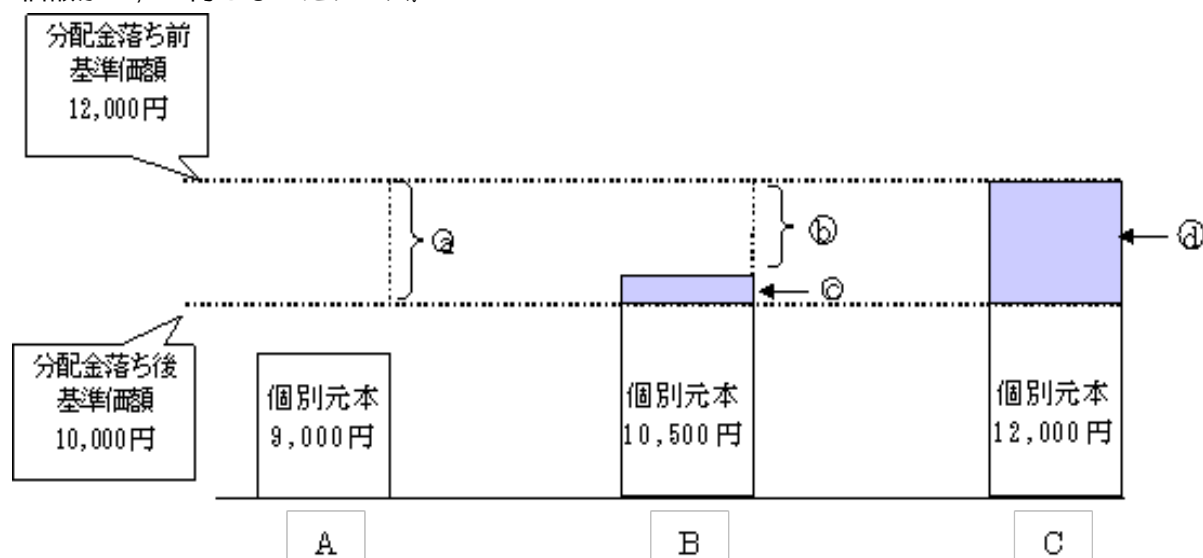
収益分配時 ならびに 換金時および 償還時の差益 に対する課税	収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の元本超過額については、平成23年12月31日までは7%（所得税のみ）、平成24年1月1日以降は15%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。
---	---

益金不算入制度の適用があります。

取得申込者によって取扱いが異なる場合があります。また、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

< 個別元本および収益分配金の区分の具体例 >

分配金支払い前の基準価額が1万口当り12,000円、2,000円の収益分配を行い分配金落ち後の基準価額が10,000円となったケース。



A) 収益分配金受取前の個別元本が9,000円の場合

分配金落ち後の基準価額が分配金受取前の個別元本を上回っているため、?の部分(2,000円)は普通分配金となり、収益分配金落ち後の個別元本は9,000円のまま変わりません。

B) 収益分配金受取前の個別元本が10,500円の場合

分配金落ち後の基準価額が当初の個別元本を下回っている?の部分(500円)は特別分配金となり、収益分配金(2,000円)から?特別分配金(500円)を差引いた残りの?の部分(1,500円)は普通分配金となります。

収益分配金受取後の個別元本は

収益分配金受取前個別元本(10,500円) - 特別分配金(500円) = 10,000円 となります。

C) 収益分配金受取前の個別元本が12,000円の場合

分配金落ち後の基準価額が当初の個別元本を下回っているため、?の部分(2,000円)は特別分配金となります。

収益分配金受取後の個別元本は

収益分配金受取前個別元本(12,000円) - 特別分配金(2,000円) = 10,000円 となります。

取得申込者によって、取扱いが異なる場合があります。また、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

資産別及び地域別の投資状況

平成21年9月30日現在

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日 本	2,358,962,430	99.73
小 計		2,358,962,430	99.73
コール・ローン等およびその他の資産（負債控除後）		6,445,805	0.27
合 計（純資産総額）		2,365,408,235	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価金額の比率です。

（参考）しんきん好配当利回り株マザーファンド

資産別及び地域別の投資状況

平成21年9月30日現在

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株 式	日 本	32,679,805,400	98.70
小 計		32,679,805,400	98.70
コール・ローン等およびその他の資産（負債控除後）		429,159,737	1.30
合 計（純資産総額）		33,108,965,137	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価金額の比率です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

評価額上位銘柄

平成21年9月30日現在

国／地域	種類	銘柄	数量 （口数）	簿価 単価 （円）	簿価金額 （円）	評価 単価 （円）	評価金額 （円）	投資 比率 （％）
日本	親投資信託 受益証券	しんきん 好配当利回り株 マザーファンド	2,511,672,094	0.9512	2,389,102,495	0.9392	2,358,962,430	99.73

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

平成21年9月30日現在

種 類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.73
合 計	99.73

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考）「しんきん好配当利回り株マザーファンド」

投資有価証券の主要銘柄

評価額上位銘柄（株式上位30銘柄）

平成21年9月30日現在

国名	銘柄名	業種	通貨	数量 （株）	簿価単価 （円）	簿価金額 （円）	評価単価 （円）	評価金額 （円）	投資 比率 （%）
日本	参天製薬	医薬品	円	181,500	2,585.00	469,177,500	3,300.00	598,950,000	1.80
日本	ベネッセコーポレーション	サービス業	円	122,600	3,570.00	437,682,000	4,400.00	539,440,000	1.62
日本	トレンドマイクロ	情報・通信業	円	160,100	2,735.00	437,873,500	3,350.00	536,335,000	1.61
日本	ニプロ	精密機器	円	251,700	1,511.00	380,318,700	2,100.00	528,570,000	1.59
日本	三機工業	建設業	円	684,000	540.00	369,360,000	753.00	515,052,000	1.55
日本	TKC	情報・通信業	円	259,000	1,959.00	507,381,000	1,960.00	507,640,000	1.53
日本	日東電工	化学	円	182,300	2,140.00	390,122,000	2,750.00	501,325,000	1.51
日本	SANKYO	機械	円	86,300	4,430.00	382,309,000	5,620.00	485,006,000	1.46
日本	日本化薬	化学	円	606,000	506.00	306,636,000	795.00	481,770,000	1.45
日本	トッパン・フォームズ	その他製品	円	388,100	1,095.00	424,969,500	1,232.00	478,139,200	1.44
日本	マンダム	化学	円	182,700	1,605.00	293,233,500	2,570.00	469,539,000	1.41
日本	関電工	建設業	円	739,000	676.00	499,564,000	621.00	458,919,000	1.38
日本	日本オラクル	情報・通信業	円	112,200	3,410.00	382,602,000	4,000.00	448,800,000	1.35
日本	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	情報・通信業	円	3,125	139,200.00	435,000,000	143,400.00	448,125,000	1.35
日本	パナソニック電工	電気機器	円	417,000	708.00	295,236,000	1,073.00	447,441,000	1.35
日本	タカラスタンダード	その他製品	円	818,000	591.00	483,438,000	540.00	441,720,000	1.33
日本	太陽インキ製造	化学	円	192,700	1,640.00	316,028,000	2,290.00	441,283,000	1.33
日本	スタンレー電気	電気機器	円	241,100	1,152.96	277,978,656	1,820.00	438,802,000	1.32
日本	ニフコ	化学	円	244,800	1,076.00	263,404,800	1,791.00	438,436,800	1.32
日本	関西電力	電気・ガス業	円	200,600	2,165.00	434,299,000	2,170.00	435,302,000	1.31
日本	リョーサン	卸売業	円	187,500	2,085.00	390,937,500	2,310.00	433,125,000	1.30
日本	アステラス製薬	医薬品	円	117,200	3,080.00	360,976,000	3,690.00	432,468,000	1.30
日本	東北電力	電気・ガス業	円	213,800	2,135.00	456,463,000	2,000.00	427,600,000	1.29
日本	中国電力	電気・ガス業	円	214,600	2,115.00	453,879,000	1,974.00	423,620,400	1.27
日本	サンゲツ	卸売業	円	209,300	2,150.00	449,995,000	2,015.00	421,739,500	1.27
日本	東燃ゼネラル石油	石油・石炭製品	円	476,000	942.00	448,392,000	877.00	417,452,000	1.26
日本	昭和シェル石油	石油・石炭製品	円	421,600	911.00	384,077,600	981.00	413,589,600	1.24
日本	住生活グループ	金属製品	円	261,700	1,150.00	300,955,000	1,575.00	412,177,500	1.24
日本	九州電力	電気・ガス業	円	202,500	2,200.00	445,500,000	2,035.00	412,087,500	1.24
日本	ローソン	小売業	円	98,700	3,770.00	372,099,000	4,170.00	411,579,000	1.24

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

平成21年9月30日現在

投資有価証券の種類	投資比率（％）
株 式	98.70
合 計	98.70

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の評価金額の比率です。

業種別投資比率

平成21年9月30日現在

業 種	投資比率（％）
水産・農林業	1.11
建設業	4.87
食料品	1.18
繊維製品	1.79
パルプ・紙	1.15
化学	10.13
医薬品	6.36
石油・石炭製品	3.43
ガラス・土石製品	0.85
鉄鋼	1.69
金属製品	2.09
機械	4.15
電気機器	10.16
輸送用機器	2.20
精密機器	2.56
その他製品	5.33
電気・ガス業	8.76
陸運業	0.99
海運業	0.83
倉庫・運輸関連業	1.16
情報・通信業	8.17
卸売業	6.61
小売業	3.81
銀行業	3.32
証券、商品先物取引業	1.20
保険業	0.81
不動産業	0.32
サービス業	3.56
合 計（対純資産総額比）	98.70

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

平成21年9月末日、同日前1年以内における各月末の純資産総額及び基準価額の推移は以下のとおりです。

計算期間		純資産総額（円）		基準価額（円）	
		分配落	分配付	分配落	分配付
第1特定期間	第 1期末（平成18年 6月 5日）	1,548,423,035	1,549,242,520	9,448	9,453
	第 2期末（平成18年 9月 5日）	2,339,558,356	2,341,976,948	9,673	9,683
第2特定期間	第 3期末（平成18年12月 5日）	2,649,291,963	2,656,266,312	9,497	9,522
	第 4期末（平成19年 3月 5日）	2,907,764,382	2,916,463,605	10,028	10,058
第3特定期間	第 5期末（平成19年 6月 5日）	3,130,081,463	3,222,465,711	10,164	10,464
	第 6期末（平成19年 9月 5日）	3,261,069,090	3,271,712,422	9,192	9,222
第4特定期間	第 7期末（平成19年12月 5日）	3,225,193,298	3,236,035,911	8,924	8,954
	第 8期末（平成20年 3月 5日）	2,771,869,632	2,782,745,204	7,646	7,676
第5特定期間	第 9期末（平成20年 6月 5日）	3,094,657,597	3,105,688,691	8,416	8,446
	第10期末（平成20年 9月 5日）	2,691,760,546	2,702,722,649	7,367	7,397
第6特定期間	第11期末（平成20年12月 5日）	2,095,272,259	2,106,283,271	5,709	5,739
	第12期末（平成21年 3月 5日）	2,009,629,179	2,020,781,196	5,406	5,436
第7特定期間	第13期末（平成21年 6月 5日）	2,329,020,637	2,340,203,835	6,248	6,278
	第14期末（平成21年 9月 7日）	2,395,784,474	2,407,002,047	6,407	6,437
平成20年 9月末日		2,531,649,757	-	6,954	-
平成20年10月末日		2,194,384,473	-	5,985	-
平成20年11月末日		2,175,904,405	-	5,932	-
平成20年12月末日		2,223,788,062	-	6,056	-
平成21年 1月末日		2,078,778,039	-	5,652	-
平成21年 2月末日		2,024,365,325	-	5,449	-
平成21年 3月末日		2,081,932,915	-	5,579	-
平成21年 4月末日		2,185,133,663	-	5,858	-
平成21年 5月末日		2,303,399,185	-	6,183	-
平成21年 6月末日		2,378,753,352	-	6,376	-
平成21年 7月末日		2,399,752,838	-	6,426	-
平成21年 8月末日		2,464,341,415	-	6,590	-
平成21年 9月末日		2,365,408,235	-	6,322	-

（注）基準価額は受益権 1 口当たりの純資産額を 1 万口単位で表示したものです。

【分配の推移】

計算期間		1万口当たり分配金（円）
第1特定期間	自 平成18年 3月23日 至 平成18年 9月 5日	15
第2特定期間	自 平成18年 9月 6日 至 平成19年 3月 5日	55
第3特定期間	自 平成19年 3月 6日 至 平成19年 9月 5日	330
第4特定期間	自 平成19年 9月 6日 至 平成20年 3月 5日	60
第5特定期間	自 平成20年 3月 6日 至 平成20年 9月 5日	60
第6特定期間	自 平成20年 9月 6日 至 平成21年 3月 5日	60
第7特定期間	自 平成21年 3月 6日 至 平成21年 9月 7日	60

（注）収益分配金は特定期間中の累計額を記載しております。

【収益率の推移】

計算期間		収益率（％）
第1特定期間	自 平成18年 3月23日 至 平成18年 9月 5日	3.12
第2特定期間	自 平成18年 9月 6日 至 平成19年 3月 5日	4.24
第3特定期間	自 平成19年 3月 6日 至 平成19年 9月 5日	5.05
第4特定期間	自 平成19年 9月 6日 至 平成20年 3月 5日	16.17
第5特定期間	自 平成20年 3月 6日 至 平成20年 9月 5日	2.86
第6特定期間	自 平成20年 9月 6日 至 平成21年 3月 5日	25.80
第7特定期間	自 平成21年 3月 6日 至 平成21年 9月 7日	19.63

（注）収益率は、各特定期間ごとに特定期間末の基準価額（分配落）から前特定期間末の基準価額（分配落）を控除した額に特定期間中の分配金累計額を加算し、前特定期間末の基準価額（分配落）で除したものをパーセント表示しています。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成18年3月23日 信託契約締結、当初設定、運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 申込みの際、取得申込者は、販売会社との間の権利義務関係を明確にすることを目的とした契約を結びます。
- (2) 販売会社は「自動けいぞく投資約款」を取得申込者に交付し、取得申込者は当該約款に基づく自動けいぞく投資の申込みを行います。
- (3) 申込単位は、1万円以上1円単位です。
- (4) 申込にかかる受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額に、1.05%（税抜1.00%）を上限に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た申込手数料を加算した額となります。収益分配金を再投資する場合の受益権の買付価額は、原則として、各計算期間終了日の基準価額とします。
- (5) 各営業日の午後3時（半休日においては午前11時）までに受付けた取得の申込みを、当日の申込受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日以降の取扱いとなります。
- (6) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付けを中止することができます。取得申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。
- (7) 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

ファンドの申込（販売）手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせください。

照会先

しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）

電話番号：03-5524-8181（9：00～17：00 土、日、祝日を除きます。）

ホームページアドレス：<http://www.skam.co.jp>

2【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行を請求することにより換金することができます。
- (2) 各営業日の午後3時（半休日においては午前11時）までに受付けた換金（解約）の申込みを、当日の申込受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日以降の取扱いとなります。
- (3) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。受益者が一部解約の実行を請求するときは、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- (4) 解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額から当該基準価額の0.3%を信託財産留保額として控除した価額とします。
- (5) 解約時の課税に関しては、前記「ファンド情報」の「4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご覧ください。
- (6) 一部解約金にかかる収益調整金（注）は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- (7) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。一部解約の実行の請求受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、(4)の規定に準じて算定した価額とします。
- (8) 解約代金の支払いは、原則として上記解約請求日から起算して4営業日目から販売会社の営業所等で支払われます。
- (9) 受託会社は、一部解約代金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。受託会社は、委託会社に一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（注）収益調整金は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

ファンドの換金（解約）手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせください。

照会先

しんきんアセットマネジメント投信株式会社(委託会社)

電話番号：03-5524-8181（9：00～17：00 土、日、祝日を除きます。）

ホームページアドレス：<http://www.skam.co.jp>

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の計算方法

基準価額とは、投資信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、基準価額（受益権1口当りの純資産額を1万口単位で表示したもの）は、委託会社および販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

照会先

しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）

電話番号：03-5524-8181（9：00～17：00 土、日、祝日を除きます。）

ホームページアドレス：<http://www.skam.co.jp>

ファンドの主要な投資対象資産の評価方法

■ しんきん好配当利回り株ファンド（3ヵ月決算型）（愛称：四季絵巻）

マザーファンド（しんきん好配当利回り株マザーファンド）の受益証券は、原則として計算日の基準価額で評価します。

■ しんきん好配当利回り株マザーファンド

（株式）

・移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。

・時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引所が発表する基準値段、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。

（先物取引）

・個別法に基づき、原則として時価で評価しております。

・時価評価にあたっては、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は無期限です。ただし、後記「(5) その他」の ファンドの繰上償還条項により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

この信託の計算期間は、原則として毎年3月6日から6月5日まで、6月6日から9月5日まで、9月6日から12月5日まで、12月6日から翌年3月5日までとします。ただし、第1計算期間は、平成18年3月23日から平成18年6月5日までとします。

各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、

該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

ファンドの繰上げ償還条項

- 1) 委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 2) 委託会社は、前項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 3) 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 4) 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- 5) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 6) 上記3)から前項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記3)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- 7) 委託会社は、監督官庁より投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 8) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記 4)に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- 9) 受託会社がその任務を辞任する場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

投資信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行う際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) 委託会社はこの変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容等を公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。公告は日本経済新聞に掲載します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 4) 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、投資信託約款の変更をしません。
- 5) 委託会社は、投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

6) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記1)から5)までの規定にしたがいます。

反対者の買取請求権

の1)から6)の規定にしたがい信託契約の解約を行う場合、または前 の規定にしたがい投資信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、委託会社を經由して、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書）は、期間満了の1ヵ月前までに当事者のいずれから、別段の意思表示がない場合は、自動的に1年更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により、随時変更される場合があります。

運用報告書

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき、毎年3月および9月の特定計算期間の末日を基準に運用報告書を作成し、投資信託財産にかかる知られたる受益者に、販売会社を通じて交付します。

公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載されます。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 収益分配金に対する請求権

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じるものとし、当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

販売会社は、受益者が自己に帰属する受益権について、あらかじめ収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みを中止することを申し出た場合には、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払います。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドにかかる償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日まで）から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当信託終了日以前に設定された

受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対し委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録を行います。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。

受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 換金(解約)請求権

受益者は、委託会社に受益権の一部解約の実行を請求することにより換金する権利を有します。権利行使の方法等については、上記「第2 手続等」の「2 換金(解約)手続等」をご参照ください。

(4) 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる投資信託財産に関する書類の閲覧または謄写の請求をすることができます。

第4【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号及び平成20年12月12日付内閣府令第80号により改正されておりますが、前特定期間（平成20年9月6日から平成21年3月5日まで）及び当特定期間（平成21年3月6日から平成21年9月7日まで）について内閣府令第50号附則第2条1項1号により、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則及び内閣府令第80号改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、前特定期間（平成20年9月6日から平成21年3月5日まで）については改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しており、当特定期間（平成21年3月6日から平成21年9月7日まで）については内閣府令第35号附則第16条2項により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間（平成20年9月6日から平成21年3月5日まで）および当特定期間（平成21年3月6日から平成21年9月7日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

1【財務諸表】

しんきん好配当利回り株ファンド（3ヵ月決算型）

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (平成21年 3 月 5 日現在)	当期 (平成21年 9 月 7 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	34,990,096	24,342,376
親投資信託受益証券	1,991,267,424	2,389,102,495
未収利息	47	33
流動資産合計	2,026,257,567	2,413,444,904
資産合計	2,026,257,567	2,413,444,904
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	11,152,017	11,217,573
未払受託者報酬	544,917	641,085
未払委託者報酬	4,904,233	5,769,747
その他未払費用	27,221	32,025
流動負債合計	16,628,388	17,660,430
負債合計	16,628,388	17,660,430
純資産の部		
元本等		
元本	1, 3 3,717,339,166	1, 3 3,739,191,196
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2 1,707,709,987	2 1,343,406,722
（分配準備積立金）	106,563,933	113,950,663
元本等合計	2,009,629,179	2,395,784,474
純資産合計	2,009,629,179	2,395,784,474
負債純資産合計	2,026,257,567	2,413,444,904

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 (自 平成20年 9 月 6 日 至 平成21年 3 月 5 日)	当期 (自 平成21年 3 月 6 日 至 平成21年 9 月 7 日)
営業収益		
受取利息	15,500	5,737
有価証券売買等損益	680,806,416	407,835,071
営業収益合計	680,790,916	407,840,808
営業費用		
受託者報酬	1,150,042	1,215,607
委託者報酬	10,350,318	10,940,391
その他費用	57,446	60,720
営業費用合計	11,557,806	12,216,718
営業利益又は営業損失（ ）	692,348,722	395,624,090
経常利益又は経常損失（ ）	692,348,722	395,624,090
当期純利益又は当期純損失（ ）	692,348,722	395,624,090
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	4,974,156	1,943,340
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	962,274,098	1,707,709,987
剰余金増加額又は欠損金減少額	35,602,465	29,136,024
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	35,602,465	29,136,024
剰余金減少額又は欠損金増加額	71,500,759	36,112,738
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	71,500,759	36,112,738
分配金	¹ 22,163,029	¹ 22,400,771
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,707,709,987	1,343,406,722

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	前期 (自 平成20年 9月 6日 至 平成21年 3月 5日)	当期 (自 平成21年 3月 6日 至 平成21年 9月 7日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、当該親投資 信託の基準価額で評価しています。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	_____	計算期間の取扱い 当計算期間は、当期末が休日のため、平成21年3月6日から平成21年9月7日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (平成21年3月5日現在)	当期 (平成21年9月7日現在)
1信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 3,654,034,644円 期中追加設定元本額 171,402,322円 期中一部解約元本額 108,097,800円	期首元本額 3,717,339,166円 期中追加設定元本額 92,088,095円 期中一部解約元本額 70,236,065円
2元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、1,707,709,987円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、1,343,406,722円であります。
3特定期間末日における受益権の総数	3,717,339,166口	3,739,191,196口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 (自 平成20年 9月 6日 至 平成21年 3月 5日)	当期 (自 平成21年 3月 6日 至 平成21年 9月 7日)
1 分配金の計算過程	1 分配金の計算過程
第11期 計算期末における経費控除後の配当等収益22,039,568円（1万口当たり60.04円）、収益調整金50,718,818円（1万口当たり138.18円）及び分配準備積立金107,974,956円（1万口当たり294.18円）を分配対象収益として、11,011,012円（1万口当たり30円）を分配金額としております。 第12期 計算期末における経費控除後の配当等収益0円（1万口当たり0円）、収益調整金54,240,145円（1万口当たり145.91円）及び分配準備積立金117,715,950円（1万口当たり316.67円）を分配対象収益として、11,152,017円（1万口当たり30円）を分配金額としております。	第13期 計算期末における経費控除後の配当等収益30,155,131円（1万口当たり80.89円）、収益調整金55,666,545円（1万口当たり149.33円）及び分配準備積立金105,668,899円（1万口当たり283.47円）を分配対象収益として、11,183,198円（1万口当たり30円）を分配金額としております。 第14期 計算期末における経費控除後の配当等収益1,735,684円（1万口当たり4.64円）、収益調整金57,485,754円（1万口当たり153.73円）及び分配準備積立金123,432,552円（1万口当たり330.10円）を分配対象収益として、11,217,573円（1万口当たり30円）を分配金額としております。

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

（単位：円）

	前期 (平成21年3月5日現在)		当期 (平成21年9月7日現在)	
種 類	貸借対照表計上額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託 受益証券	1,991,267,424	95,133,532	2,389,102,495	77,108,333
合 計	1,991,267,424	95,133,532	2,389,102,495	77,108,333

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

前期 (自 平成20年 9月 6日 至 平成21年 3月 5日)	当期 (自 平成21年 3月 6日 至 平成21年 9月 7日)
該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

前期 (自 平成20年 9月 6日 至 平成21年 3月 5日)	当期 (自 平成21年 3月 6日 至 平成21年 9月 7日)
該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

前期 (平成21年3月5日現在)	当期 (平成21年9月7日現在)
1口当たり純資産額 0.5406円 (1万口当たり純資産額 5,406円)	1口当たり純資産額 0.6407円 (1万口当たり純資産額 6,407円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘柄	券面総額(口)	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	しんきん好配当利 回り株マザーファ ンド	2,511,672,094	2,389,102,495	9,512円
合 計		2,511,672,094	2,389,102,495	

備考欄は、親投資信託受益証券の1万口当たりの基準価額

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等および時価の状況表
注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）に記載しております。

（参考情報）

当ファンドは、「しんきん好配当利回り株マザーファンド」受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次のとおりです。

「しんきん好配当利回り株マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は、監査法人による監査の対象外です。

財務諸表

しんきん好配当利回り株マザーファンド

(1) 貸借対照表

区分		平成21年3月5日現在	平成21年9月7日現在
科目	注記 番号	金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		590,705,779	54,556,845
株式		28,820,987,000	33,637,095,600
未収配当金		69,833,800	42,044,400
未収利息		809	74
流動資産合計		29,481,527,388	33,733,696,919
資産合計		29,481,527,388	33,733,696,919
負債の部			
負債合計		—	—
純資産の部			
元本等			
元本	1, 3	37,345,418,343	35,463,307,040
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）	2	7,863,890,955	1,729,610,121
元本等合計		29,481,527,388	33,733,696,919
純資産合計		29,481,527,388	33,733,696,919
負債・純資産合計		29,481,527,388	33,733,696,919

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成20年 9月 6日 至 平成21年 3月 5日	自 平成21年 3月 6日 至 平成21年 9月 7日
有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引所が発表する基準値段、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式 同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	平成21年3月5日現在	平成21年9月7日現在
1 信託財産に係る 期首元本額、期中 追加設定元本額 及び期中一部解 約元本額	期首元本額 37,362,689,827円 期中追加設定元本額 1,143,068,964円 期中一部解約元本額 1,160,340,448円	期首元本額 37,345,418,343円 期中追加設定元本額 290,927,726円 期中一部解約元本額 2,173,039,029円
元本の内訳	しんきん3資産ファンド (毎月決算型) 21,890,638,520円 しんきん好配当利回り株ファンド (3ヵ月決算型) 2,522,507,505円 しんきんグローバル6資産ファンド (毎月決算型) 6,064,695,356円 しんきん好配当利回り株スペシャル (適格機関投資家限定) 6,867,576,962円 合計 37,345,418,343円	しんきん3資産ファンド (毎月決算型) 21,171,658,498円 しんきん好配当利回り株ファンド (3ヵ月決算型) 2,511,672,094円 しんきんグローバル6資産ファンド (毎月決算型) 5,984,316,287円 しんきん好配当利回り株スペシャル (適格機関投資家限定) 5,795,660,161円 合計 35,463,307,040円
2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は7,863,890,955円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,729,610,121円であります。
3 本報告書における 開示対象ファンド の特定期間末日に おける受益権の総 数	37,345,418,343口	35,463,307,040口

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種 類	平成21年3月5日現在		平成21年9月7日現在	
	貸借対照表計上額	当期間の損益に 含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当期間の損益に 含まれた評価差額
株 式	28,820,987,000	11,531,212,906	33,637,095,600	3,525,103,181
合 計	28,820,987,000	11,531,212,906	33,637,095,600	3,525,103,181

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

自 平成20年 9月 6日 至 平成21年 3月 5日	自 平成21年 3月 6日 至 平成21年 9月 7日
該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

自 平成20年 9月 6日 至 平成21年 3月 5日	自 平成21年 3月 6日 至 平成21年 9月 7日
該当事項はありません。	同左

（１口当たり情報）

平成21年3月5日現在	平成21年9月7日現在
1口当たり純資産額 0.7894円 (1万口当たり純資産額 7,894円)	1口当たり純資産額 0.9512円 (1万口当たり純資産額 9,512円)

(3) 附属明細表

第１ 有価証券明細表

株式

銘 柄	株式数	評価額		備 考
		単価（円）	金額（円）	
ホクト	178,000	2,170.00	386,260,000	
奥村組	938,000	364.00	341,432,000	
大東建託	82,000	4,320.00	354,240,000	
関電工	750,000	615.00	461,250,000	
三機工業	694,000	735.00	510,090,000	
コカ・コーラ セントラル ジャパン	313,500	1,262.00	395,637,000	
倉敷紡績	1,842,000	192.00	353,664,000	
ダイドーリミテッド	368,700	693.00	255,509,100	
王子製紙	946,000	434.00	410,564,000	
三菱ケミカルホールディングス	693,500	409.00	283,641,500	
日本化薬	615,000	814.00	500,610,000	
花王	175,000	2,370.00	414,750,000	

三洋化成工業	711,000	567.00	403,137,000	
太陽インキ製造	195,600	2,375.00	464,550,000	
マダム	185,400	2,595.00	481,113,000	
日東電工	185,000	2,965.00	548,525,000	
ニフコ	244,800	1,616.00	395,596,800	
武田薬品工業	81,200	3,730.00	302,876,000	
アステラス製薬	118,900	3,680.00	437,552,000	
エーザイ	109,900	3,360.00	369,264,000	
小野薬品工業	85,500	4,520.00	386,460,000	
参天製薬	184,200	3,150.00	580,230,000	
新日本石油	605,000	532.00	321,860,000	
昭和シェル石油	427,900	973.00	416,346,700	
東燃ゼネラル石油	476,000	871.00	414,596,000	
ノリタケカンパニーリミテド	1,017,000	332.00	337,644,000	
住友金属工業	1,000,000	228.00	228,000,000	
淀川製鋼所	900,000	393.00	353,700,000	
三和ホールディングス	909,000	324.00	294,516,000	
住生活グループ	261,700	1,646.00	430,758,200	
SANKYO	87,600	5,870.00	514,212,000	
マックス	339,000	993.00	336,627,000	
日本精工	609,000	593.00	361,137,000	
日立工機	232,900	972.00	226,378,800	
マキタ	146,000	2,725.00	397,850,000	
マブチモーター	83,100	4,630.00	384,753,000	
IDEC	353,300	762.00	269,214,600	
電気興業	609,000	459.00	279,531,000	
スタンレー電気	244,700	1,809.00	442,662,300	
カシオ計算機	398,000	874.00	347,852,000	
双葉電子工業	213,900	1,564.00	334,539,600	
パナソニック電工	423,000	1,057.00	447,111,000	
スター精密	292,200	934.00	272,914,800	
キヤノン	100,600	3,550.00	357,130,000	
リコー	270,000	1,343.00	362,610,000	
トヨタ自動車	91,200	3,880.00	353,856,000	
本田技研工業	146,400	2,930.00	428,952,000	
HOYA	150,600	2,115.00	318,519,000	
ニプロ	255,500	2,100.00	536,550,000	
トッパン・フォームズ	393,900	1,235.00	486,466,500	
大日本印刷	301,000	1,286.00	387,086,000	
ヤマハ	248,300	1,126.00	279,585,800	
任天堂	9,100	24,400.00	222,040,000	

タカラスタンダード	830,000	546.00	453,180,000	
東京電力	173,500	2,385.00	413,797,500	
中部電力	180,300	2,145.00	386,743,500	
関西電力	201,800	2,135.00	430,843,000	
中国電力	215,800	1,995.00	430,521,000	
東北電力	213,800	1,983.00	423,965,400	
九州電力	202,500	2,030.00	411,075,000	
北海道電力	215,300	1,891.00	407,132,300	
丸全昭和運輸	1,063,000	308.00	327,404,000	
商船三井	519,000	573.00	297,387,000	
住友倉庫	890,000	428.00	380,920,000	
トレンドマイクロ	162,500	3,470.00	563,875,000	
日本オラクル	112,800	3,710.00	418,488,000	
日本電信電話	94,000	4,230.00	397,620,000	
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	3,172	141,500.00	448,838,000	
T K C	262,900	1,776.00	466,910,400	
コナミ	205,000	1,782.00	365,310,000	
三井物産	301,000	1,220.00	367,220,000	
住友商事	337,600	931.00	314,305,600	
サンゲツ	209,300	2,010.00	420,693,000	
リョーサン	190,300	2,290.00	435,787,000	
東陽テクニカ	377,300	944.00	356,171,200	
因幡電機産業	149,400	2,100.00	313,740,000	
ローソン	98,700	3,870.00	381,969,000	
セブン&アイ・ホールディングス	150,000	2,080.00	312,000,000	
三城ホールディングス	315,000	885.00	278,775,000	
京都きもの友禅	262,900	1,023.00	268,946,700	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	722,000	553.00	399,266,000	
三井住友フィナンシャルグループ	99,800	3,790.00	378,242,000	
住友信託銀行	562,000	522.00	293,364,000	
みずほフィナンシャルグループ	968,400	210.00	203,364,000	
大和証券グループ本社	484,000	526.00	254,584,000	
野村ホールディングス	317,600	756.00	240,105,600	
損害保険ジャパン	447,000	606.00	270,882,000	
エイブル	130,900	876.00	114,668,400	
メイテック	174,700	1,779.00	310,791,300	
ベネッセコーポレーション	124,400	4,150.00	516,260,000	
合 計	33,259,772	—	33,637,095,600	

株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等および時価の状況表
注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成21年9月30日現在）

資産総額	2,366,993,681	円
負債総額	1,585,446	円
純資産総額（ — ）	2,365,408,235	円
発行済数量	3,741,287,722	口
1口当たり純資産額（ / ）	0.6322	円

（参考）しんきん好配当利回り株マザーファンド

資産総額	33,108,965,137	円
負債総額	-	円
純資産総額（ — ）	33,108,965,137	円
発行済数量	35,252,381,075	口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9392	円

第5【設定及び解約の実績】

計算期間	設定数量(口)	解約数量(口)
第1特定期間 自：平成18年 3月 23日 至：平成18年 9月 5日	2,470,052,477	51,460,439
第2特定期間 自：平成18年 9月 6日 至：平成19年 3月 5日	866,356,493	385,207,288
第3特定期間 自：平成19年 3月 6日 至：平成19年 9月 5日	947,154,205	299,117,940
第4特定期間 自：平成19年 9月 6日 至：平成20年 3月 5日	195,756,900	118,343,535
第5特定期間 自：平成20年 3月 6日 至：平成20年 9月 5日	111,914,966	83,071,195
第6特定期間 自：平成20年 9月 6日 至：平成21年 3月 5日	171,402,322	108,097,800
第7特定期間 自：平成21年 3月 6日 至：平成21年 9月 7日	92,088,095	70,236,065

（注）設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本の額

200百万円（本書提出日現在）

委託会社が発行する株式総数 16,000株

発行済株式総数 4,000株

最近5年間ににおける主な資本の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、補欠または増員で選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、代表取締役を選任し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い業務を執行します。また、取締役会は、その決議をもって、取締役社長1名、専務取締役および常務取締役若干名を置くことができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決します。

投資運用の意思決定機構

1) 商品企画体制

・商品検討委員会

当委員会において、事務局である運用本部運用企画部が情報を収集し、投資環境、運用環境、販売環境に適合した商品企画案を提出します。また当委員会は、新規設定する商品に関する基本的な重要事項について協議し、委員長がこれを決定します。

2) 運用体制

・投資政策委員会

当委員会において、経済環境、資産別市場見通し並びに投資環境等を検討し、基本的な投資方針、投資戦略について協議し、委員長がこれを決定します。

・投資運用委員会

当委員会は、投資政策委員会において協議、決定された基本的な投資方針等に基づいて、ファンド運用についての具体的なガイドライン、諸方策を協議、決定します。併せて、個別銘柄についての分析を行い、投資対象銘柄を選定します。

・投資管理委員会

事務局である運用管理部が、前1ヵ月間の、各ファンドの運用成績、ポートフォリオの運用内容等について考査し、当委員会に報告を行います。またコンプライアンス部が、法令・諸規則や運用に関する諸決定事項の遵守状況等について当委員会において報告を行います。

・投資決定プロセス

信金中央金庫グループ及び内外の調査機関からの情報に基づき、投資環境等について当社独自の綿密な調査・分析を行います。

投資政策委員会で、これらのファンダメンタルズ分析、市場分析を踏まえて基本的な投資方針を策定します。また、毎週開かれる投資運用委員会においては、基本的な投資方針に基づき当面の運用に当たってのガイドラインを決定します。また、併せて個別銘柄についての分析を行い、投資対象銘柄を選定します。

3) コンプライアンス体制

当社は、「コンプライアンス規程」にもとづき、取締役会のもとでコンプライアンスに係る問題を一元管理するため、以下の機関をもって構成するコンプライアンス管理体制を構築しています。

a．取締役会

当社のコンプライアンスに関する基本方針ならびに重要事項について決定します。

b．コンプライアンス委員会

社長を委員長として、原則として月1回開催される他、必要に応じて随時開催し、コンプライアンス上の重要事項について審議します。

c．コンプライアンス部

コンプライアンスに関する全般を担当し、コンプライアンス第2次審査を行います。

d．部門長

所管業務に関し、コンプライアンス第1次審査を行い、取締役会で決定したコンプライアンスプログラムを推進します。

e．コンプライアンス担当者

各業務部門に配置され、部門長を補佐して、コンプライアンス第1次審査を行い、コンプライアンスプログラムを推進します。

f．内部監査部

社内検査に関し、企画・立案・実施を担当します。

2【事業内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行います。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行います。

委託会社の運用する証券投資信託は、平成21年10月30日現在、以下のとおりです。

（親投資信託を除きます。）

（単位：百万円）

種 類	本 数	純資産総額
追加型株式投資信託	36	279,178
合 計	36	279,178

(注)純資産総額は百万円未満を切捨てしています。

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるしんきんアセットマネジメント投信株式会社（以下「委託会社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号及び平成20年12月12日付内閣府令第80号により改正されておりますが、前事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しており、当事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則及び内閣府令第80号改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表については、新日本監査法人の監査を受けており、当事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表については、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

なお、新日本監査法人は監査法人の種類の変更により平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

また、当社の監査人は次のとおり交代しております。

前々事業年度 みすず監査法人

前事業年度 新日本監査法人

1 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

科 目	注記 番号	前事業年度 (平成20年3月31日現在)			当事業年度 (平成21年3月31日現在)		
		金 額		構成比 (%)	金 額		構成比 (%)
(資産の部)		千円	千円		千円	千円	
流動資産							
現金・預金	*3		1,449,948			945,226	
前払費用			22,242			16,682	
繰延税金資産			37,800			25,089	
未収委託者報酬			276,090			176,148	
未収収益			25,358			24,557	
未収還付法人税等			—			116,825	
その他の流動資産			6,922			10,713	
流動資産計			1,818,363	92.8		1,315,244	81.8
固定資産							
有形固定資産	*1		65,621	3.3		146,949	9.1
建物		44,675			108,214		
器具備品		20,946			38,734		
無形固定資産			12,790	0.7		11,059	0.7
ソフトウェア		11,489			9,635		
電話加入権		959			959		
その他		341			463		
投資その他の資産			62,999	3.2		134,025	8.3
長期前払費用		1,531			1,880		
繰延税金資産		15,142			132,145		
長期差入保証金		46,324			—		
固定資産計			141,411	7.2		292,034	18.2
資産合計			1,959,775	100.0		1,607,279	100.0

		前事業年度 (平成20年3月31日現在)			当事業年度 (平成21年3月31日現在)		
科 目	注記 番号	金 額		構成比 (%)	金 額		構成比 (%)
(負債の部)		千円	千円		千円	千円	
流動負債							
未払金			222,098			156,699	
未払手数料	*3	190,422			126,569		
その他未払金		31,676			30,130		
未払法人税等			115,027			—	
未払消費税			18,855			—	
未払事業所税			—			1,698	
前受収益			9,828			7,981	
賞与引当金			63,014			68,286	
その他の流動負債			15,300			2,562	
流動負債計			444,125	22.7		237,228	14.8
固定負債							
退職給付引当金			29,902			35,661	
役員退職慰労引当金			7,312			13,056	
固定負債計			37,215	1.9		48,717	3.0
負債合計			481,340	24.6		285,945	17.8
科 目	注記 番号	金 額		構成比 (%)	金 額		構成比 (%)
(純資産の部)		千円	千円		千円	千円	
株主資本							
資本金	*2		200,000	10.2		200,000	12.4
利益剰余金							
利益準備金			2,000			2,000	
その他利益剰余金			1,276,434			1,119,333	
役員退職慰労積立金		18,000			—		
別途積立金		370,000			370,000		
繰越利益剰余金		888,434			749,333		
利益剰余金計			1,278,434	65.2		1,121,333	69.8
純資産合計			1,478,434	75.4		1,321,333	82.2
負債・純資産合計			1,959,775	100.0		1,607,279	100.0

（２）【損益計算書】

科 目	注記 番号	前事業年度 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日			当事業年度 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日		
		金 額		百分比 (%)	金 額		百分比 (%)
営業収益		千円	千円		千円	千円	
投資顧問料			134,356			—	
運用受託報酬			—			114,543	
委託者報酬			2,849,956			2,059,343	
営業収益計			2,984,312	100.0		2,173,886	100.0
営業費用	*1						
支払手数料			1,365,047			1,054,509	
広告宣伝費			8,517			10,753	
調査費			384,369			363,898	
調査研究費		—			252,919		
委託調査費		—			110,978		
営業雑経費			126,434			86,812	
印刷費		121,010			79,954		
郵便料		344			534		
電信電話料		1,969			2,580		
協会費		3,110			3,742		
営業費用計			1,884,369	63.1		1,515,973	69.7
一般管理費							
給料			393,685			465,027	
役員報酬		30,249			30,909		
給料・手当		267,619			321,479		
賞与		38,919			48,330		
法定福利費		44,337			52,710		
福利厚生費		1,449			3,479		
その他給料		11,109			8,118		
役員退職慰労引当金繰入			2,250			5,743	
交際費			5,299			5,592	
旅費交通費			15,384			16,686	
租税公課			5,195			3,686	
不動産賃借料	*1		60,058			78,858	
賞与引当金繰入			63,014			68,286	
退職給付費用			37,663			47,759	
固定資産減価償却費			14,549			22,212	
諸経費	*1		56,522			86,745	
一般管理費計			653,623	21.9		800,599	36.8
営業利益 又は 営業損失（ ）			446,319	15.0		142,686	6.6
営業外収益							
受取利息	*1		3,204			3,107	
その他営業外収益			122			99	
営業外収益計			3,327	0.1		3,206	0.1
営業外費用							
雑損失			594			3,374	
その他営業外費用			—			8	
営業外費用計			594	0.0		3,382	0.2
経常利益 又は 経常損失（ ）			449,053	15.1		142,861	6.6

		前事業年度 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日			当事業年度 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日		
科 目	注記 番号	金 額		百分比 (%)	金 額		百分比 (%)
特別利益		千円	千円		千円	千円	
貸倒引当金戻入		85			—		
賞与引当金戻入		831			—		
前年度損益修正		5			—		
特別利益計			922	0.0		—	—
特別損失							
過年度役員退職慰労引当金繰入			5,062	0.2		—	—
固定資産除却損	*2		—			47,982	
事務所移転費用			—			33,631	
事務過誤損失			—			36,387	
特別損失計			5,062	0.2		118,001	5.4
税引前当期純利益 又は税引前当期純損失（ ）			444,913	14.9		260,863	12.0
法人税、住民税及び事業税			189,195			530	
法人税等調整額			6,158			104,291	
当期純利益又は当期純損失（ ）			261,875	8.8		157,101	7.2

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	200,000	200,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	200,000	200,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	—	—
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	—	—
その他の資本剰余金		
前期末残高	—	—
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	—	—
資本剰余金合計		
前期末残高	—	—
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	—	—
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	2,000	2,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	2,000	2,000
その他利益剰余金		
任意積立金		
前期末残高	388,000	388,000
当期変動額		
任意積立金の取崩	—	18,000
当期変動額合計	—	18,000
当期末残高	388,000	370,000
繰越利益剰余金		
前期末残高	626,559	888,434

当期変動額		
任意積立金の取崩	—	18,000
当期純利益 又は 当期純損失()	261,875	157,101
当期変動額合計	261,875	139,101
当期末残高	888,434	749,333
利益剰余金合計		
前期末残高	1,016,559	1,278,434
当期変動額		
当期純利益 又は 当期純損失()	261,875	157,101
当期変動額合計	261,875	157,101
当期末残高	1,278,434	1,121,333
自己株式		
前期末残高	—	—
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	—	—
株主資本合計		
前期末残高	1,216,559	1,478,434
当期変動額		
当期純利益 又は 当期純損失()	261,875	157,101
当期変動額合計	261,875	157,101
当期末残高	1,478,434	1,321,333
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	—	—
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—
当期変動額合計	—	—
当期末残高	—	—
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	—	—
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—
当期変動額合計	—	—
当期末残高	—	—
評価・換算差額等合計		
前期末残高	—	—
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—
当期変動額合計	—	—
当期末残高	—	—

新株予約権		
前期末残高	—	—
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—
当期変動額合計	—	—
当期末残高	—	—
純資産合計		
前期末残高	1,216,559	1,478,434
当期変動額		
当期純利益 又は 当期純損失（ ）	261,875	157,101
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—
当期変動額合計	261,875	157,101
当期末残高	1,478,434	1,321,333

[次へ](#)

重要な会計方針

項目	前事業年度 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	当事業年度 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
1. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定額法を採用しております。主な耐用年数は以下のとおりです。 建 物 6年～24年 器具・備品 3年～15年 （会計方針の変更） 当事業年度より、法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号」及び「法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号」）に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これによる損益に与える影響は軽微であります。 （追加情報） 当事業年度から、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。 これによる損益に与える影響は軽微であります。 (2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。	(1)有形固定資産 同 左 建 物 3年～50年 器具・備品 3年～20年 (2)無形固定資産 同 左
2. 引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。 (2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務を計上しております。なお、退職給付引当金の対象従業員が300名未満であるため、簡便法によっており、退職給付債務の金額は当事業年度末における自己都合要支給額としております。	(1)賞与引当金 同 左 (2)退職給付引当金 同 左

	(3)役員退職慰労引当金 当社常勤役員の退職慰労金の支給に充てるため、「常勤役員退職慰労金規程」に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。 （会計方針の変更） 役員退職慰労金は、従来、支出時の費用として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号）の公表により役員賞与が費用処理されることとなったこと等役員報酬に係る処理方法が整備されたことから、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 平成19年4月13日 監査・保証実務委員会報告第42号）が公表されたことを踏まえ、当事業年度より内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。 この変更により、当事業年度発生額2,250千円は販売費及び一般管理費へ、過年度分相当額5,062千円は特別損失に計上しております。この結果、従来と同一の方法を採用した場合と比べ、営業利益及び経常利益は2,250千円減少し、税引前当期純利益は7,312千円減少しております。	(3)役員退職慰労引当金 同 左	
3. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	
4. その他財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。 なお、仮払消費税等および仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。	同 左	

会計処理方法の変更

項目	前事業年度 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	当事業年度 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
	(固定資産の減価償却の方法) 当事業年度より、法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に規定する減価償却方法に変更しております。この変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。	_____ (リース取引に関する会計基準等) 当事業年度から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号）を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

表示方法の変更

項目	前事業年度 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	当事業年度 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
1. 表示方法の変更	_____	(損益計算書関係) 1 . 前事業年度において「投資顧問料」として表示していたものは、当事業年度から「運用受託報酬」と表示しております。 2 . 前事業年度において「調査費」として掲記されていたものは、より明瞭に表示するため、当事業年度から「調査研究費」及び「委託調査費」に区分掲記しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成20年3月31日現在)	当事業年度 (平成21年3月31日現在)
* 1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 48,177千円 器具・備品 48,436千円	* 1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 6,169千円 器具・備品 31,310千円
* 2 授権株式数及び発行済株式総数 授権株式数 16,000株 発行済株式総数 4,000株	* 2 同 左
* 3 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。 未払手数料 127,107千円	* 3 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。 普通預金 316,860千円 定期預金 500,000千円 未払手数料 89,775千円

(損益計算書関係)

前事業年度 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	当事業年度 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
* 1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 関係会社への営業費用 1,339,497千円	* 1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 受取利息 2,828千円 支払手数料 1,036,915千円 不動産賃借料 57,305千円 その他の不動産関係費 9,959千円 その他の支払手数料 189千円 * 2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 建物 20,081千円 建物附属設備 23,756千円 器具・備品 4,143千円

(株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	4	—	—	4
計	4	—	—	4

（リース取引関係）

前事業年度 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日			当事業年度 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日		
リース物件の所有権が借主に移転すると認められる もの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額 及び期末残高相当額			リース物件の所有権が借主に移転すると認められる もの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額 及び期末残高相当額		
ソフトウェア		合計	ソフトウェア		合計
千円		千円	千円		千円
取得価額			取得価額		
相 当 額	81,000	81,000	相 当 額	81,000	81,000
減価償却			減価償却		
累計額相当額	64,800	64,800	累計額相当額	81,000	81,000
期末残高			期末残高		
相 当 額	16,200	16,200	相 当 額	—	—
未経過リース料期末残高相当額（純額法）			未経過リース料期末残高相当額（純額法）		
1 年以内		16,947千円	1 年以内		—千円
1 年 超		0千円	1 年 超		—千円
合 計		16,947千円	合 計		—千円
支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額			支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額		
支払リース料		17,160千円	支払リース料		17,160千円
減価償却費相当額		16,200千円	減価償却相当額		16,200千円
支払利息相当額		593千円	支払利息相当額		212千円
減価償却相当額の算定方法			減価償却費相当額の算定方法		
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額 法によっています。			同左		
利息相当額の算定方法			利息相当額の算定方法		
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額 を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息 法によっております。			同左		

[次へ](#)

（有価証券関係）

前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

有価証券関係 該当事項はありません。

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

有価証券関係 該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

デリバティブ取引関係 該当事項はありません。

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

デリバティブ取引関係 該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度と厚生年金基金制度を併用しております。

２．退職給付債務に関する事項

小規模企業等における簡便法を採用し、退職一時金制度については当事業年度末（平成20年3月31日現在）自己都合要支給額29,902千円を退職給付債務として計上しております。

なお、要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は５．の通りであります。

３．退職給付費用に関する事項

	当事業年度 (平成20年3月31日現在)
退職給付費用	(千円)
勤務費用	37,663 (注)

(注) 勤務費用には、総合設立の厚生年金基金への要拠出額26,929千円を含みます。

４．退職給付債務の計算基礎

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、小規模企業等における簡便法を採用し、当期末自己都合要支給額を退職給付債務として計上しております。厚生年金基金については、総合設立の全国信用金庫厚生年金基金に加入しておりますが、自社の拠出に対応する年金原資の額を合理的に計算することができないため、当該年金への要拠出額を退職給付費用として、営業経費に計上しております。

５．要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項

(１) 制度全体の積立状況に関する事項(平成19年3月31日現在)

年金資産の額	1,391,419,681千円
年金財政計算上の給付債務の額	1,588,552,627千円
差引額	197,132,946千円

（２）制度全体に占める当社の掛金拠出割合（平成19年3月分）

0.0335%

（３）補足説明

過去勤務債務残高 274,571,891千円

別途積立金 77,438,944千円

本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間19年の元利均等定率償却（予定償却完了日：平成37年4月1日）であります。

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度と厚生年金基金制度を併用しております。

２．退職給付債務に関する事項

小規模企業等における簡便法を採用し、退職一時金制度については当事業年度末（平成21年3月31日現在）自己都合要支給額35,661千円を退職給付債務として計上しております。

なお、要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は５．の通りであります。

３．退職給付費用に関する事項

	当事業年度 （平成21年3月31日現在）
退職給付費用	（千円）
勤務費用	47,759（注）

（注）勤務費用には、総合設立の厚生年金基金への要拠出額32,475千円を含みます。

4．退職給付債務の計算基礎

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、小規模企業等における簡便法を採用し、当期末自己都合要支給額を退職給付債務として計上しております。厚生年金基金については、総合設立の全国信用金庫厚生年金基金に加入しておりますが、自社の拠出に対応する年金原資の額を合理的に計算することができないため、当該年金への要拠出額を退職給付費用として、営業経費に計上しております。

5．要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項

（１）制度全体の積立状況に関する事項（平成20年3月31日現在）

年金資産の額	1,345,817,213千円
年金財政計算上の給付債務の額	1,638,798,904千円
差引額	292,981,690千円

（２）制度全体に占める当社の掛金拠出割合（平成20年3月分）

0.0415%

（３）補足説明

過去勤務債務残高	264,186,317千円
繰越不足金	28,795,373千円

本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間19年の元利均等定率償却（予定償却完了日：平成37年4月1日）であります。

[前へ](#) [次へ](#)

（税効果会計関係）

前事業年度 （平成20年3月31日現在）	当事業年度 （平成21年3月31日現在）
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
千円	千円
繰延税金資産	繰延税金資産
賞与引当金繰入限度超過額	賞与引当金繰入限度超過額
25,640	27,785
退職給付引当金繰入限度超過額	役員退職慰労引当金
15,142	5,312
未払事業税	退職給付引当金繰入限度超過額
8,921	14,510
その他	未払事業税
3,239	1,224
	税務上の繰越欠損金
	112,322
	その他
	3,584
繰延税金資産計	繰延税金資産計
52,943	164,740
	未収還付事業税
	7,505
繰延税金負債計	繰延税金負債計
-	7,505
繰延税金資産の純額	繰延税金資産の純額
52,943	157,235
繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。	繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。
流動資産—繰延税金資産	流動資産—繰延税金資産
37,800	25,089
固定資産—繰延税金資産	固定資産—繰延税金資産
15,142	132,145
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	当年度における法定実効税率は40.69%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主要な内訳は、当期純損失のため記載しておりません。

（関連当事者との取引）

前事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

(1)親会社及び法人主要株主など

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社	信金中央金庫	東京都中央区	290,998 百万円	信用金庫連合会事業	直接 (被所有) 100%	兼任1人	証券投資 信託受益 証券の募集販売	投資信託の代行手数料	1,153,248 千円	未払手数料	98,133 千円
								支払保証委託契約	25,000 千円	—	—

(2)兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社の子会社	しんきん証券株式会社	東京都中央区	20,000 百万円	証券業	—	なし	証券投資 信託受益 証券の募集販売	投資信託の代行手数料	185,696 千円	未払手数料	28,974 千円

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分の配分を両者協議のうえ合理的に決定しております。

当事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

(1)親会社及び法人主要株主など

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社	信金中央金庫	東京都中央区	290,998 百万円	信用金庫連合会事業	直接 (被所有) 100%	兼任1人	証券投資 信託受益 証券の募集販売	投資信託の代行手数料	905,274 千円	未払手数料	74,481 千円
								支払保証委託契約	25,000 千円	—	—
								事務所賃借料	57,305 千円	—	—
								出向者人件費	121,482 千円	—	—

(2)兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出資金	事業の内容	議決権等の 所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼務等	事業上の 関係				
親会社 の子会社	しんきん証券株式会社	東京都中央区	20,000 百万円	証券業	—	兼任1人	証券投資 信託受益 証券の募集販売	投資信託 の代行手数料	131,640 千円	未払手数料	15,294 千円

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分の配分を両者協議のうえ合理的に決定しております。
2. 上記他預金取引がありますが、取引条件が一般の取引と同等であることが明白な取引であるため記載しておりません。

[前へ](#) [次へ](#)

（1株当たり情報）

前事業年度 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日		当事業年度 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	
1株当たりの純資産額	369,608円70銭	1株当たりの純資産額	330,333円26銭
1株当たりの当期純利益	65,468円84銭	1株当たりの当期純損失	39,275円44銭
(注)		(注)	
1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益額については、潜在株式がないため記載しておりません。		1. 同左	
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。		2. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。	
当期純利益	261,875千円	当期純損失	157,101千円
普通株主に帰属しない金額	—千円	普通株主に帰属しない金額	—千円
普通株式に係る当期純利益	261,875千円	普通株式に係る当期純損失	157,101千円
期中平均株式数	4,000 株	期中平均株式数	4,000 株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

[前へ](#)

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(1)から(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 取締役の変更

取締役は、株主総会において株主により選任され、株主の決議により解任されます。

(2) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。

(3) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本の額及び事業の内容】

- 1 - (1) 名称
信金中央金庫（指定登録金融機関）
- (2) 資本の額（出資の総額） 290,998百万円（平成21年3月末現在）
- (3) 事業の内容
全国の信用金庫の中央金融機関として、信用金庫の余剰資金の効率運用と信用金庫間の資金の需給調整、信用金庫業界の信用力の維持向上及び業務機能の補完を図っています。
- 2 - (1) 名称
しんきん証券株式会社（金融商品取引業者）
- (2) 資本の額 20,000百万円（平成21年3月末現在）
- (3) 事業の内容
金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
- 3 - (1) 名称
株式会社しんきん信託銀行（受託会社）
- (2) 資本の額 10,000百万円（平成21年3月末現在）
- (3) 事業の内容
信用金庫を代理店とした特定贈与信託、公益信託の取扱いにより、信用金庫取引先等に信託サービスの提供を行うとともに、ファンド・トラスト、有価証券信託、金銭債権信託の取扱いを行います。

<再信託受託会社の概要>

- ・名称
資産管理サービス信託銀行株式会社
- ・資本の額 50,000百万円（平成21年3月末現在）
- ・事業の内容
銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 信金中央金庫における関係業務の概要

委託会社の指定する登録金融機関として、当該受益権の募集の取扱い、償還金等の支払を行います。

(2) 株式会社しんきん信託銀行における関係業務の概要

投資信託財産の保管・管理業務を行い、分配金、解約金及び償還金の委託者への交付等を行います。

3【資本関係】

- ・信金中央金庫は、委託会社の発行済株式総数4,000株を全て保有します。
- ・その他該当事項ありません。

第3【参考情報】

当特定計算期間において、提出されたファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。

(1) 有価証券届出書

平成21年 6月 5日

関東財務局長に提出

(2) 有価証券報告書

平成21年 6月 5日

関東財務局長に提出

(3) 臨時報告書

平成21年 3月13日

平成21年 6月12日

関東財務局長に提出

独立監査人の監査報告書

平成21年4月24日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田中 俊之 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているしんきん好配当利回り株ファンド（3ヵ月決算型）の平成20年9月6日から平成21年3月5日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきん好配当利回り株ファンド（3ヵ月決算型）の平成21年3月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月25日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員	公認会計士	田中 俊之 印
業務執行社員		

業務執行社員	公認会計士	伊藤 志保 印
--------	-------	---------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているしんきんアセットマネジメント投信株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきんアセットマネジメント投信株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年10月22日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田中 俊之 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているしんきん好配当利回り株ファンド（3ヵ月決算型）の平成21年3月6日から平成21年9月7日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきん好配当利回り株ファンド（3ヵ月決算型）の平成21年9月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月22日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	田中 俊之 印
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	伊藤 志保 印
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているしんきんアセットマネジメント投信株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にある。当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきんアセットマネジメント投信株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。